

25 長第 592 号
平成 25 年 10 月 2 日

指定福祉用具貸与・販売事業者 各位

愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課長

愛媛県電動車いす安全登録制度について（依頼）

秋冷の候、皆様方におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび一般社団法人愛媛県交通安全協会から、電動車いす関連の交通事故等を未然に防止するため、「愛媛県電動車いす交通安全登録制度」を創設し、平成 26 年 1 月 1 日から本格施行するとの連絡がありました。

本制度は、電動車いすの利用者に対し交通安全情報の提供等を行うとともに、電動車いすの盗難防止及び盗難・遺失時における早期発見を目的として、全国で初めて電動車いすの登録を実施しようとするものです。

県といたしましては、当該登録制度が円滑に運用されることにより、今後、確実に増加すると見込まれる高齢者の電動車いすの交通事故や盗難の防止等に役立つことを期待しております。

つきましては、指定福祉用具貸与・販売事業者各位におかれましても、当該制度の趣旨に御賛同いただき、電動車いすの登録に是非とも御協力いただきますようお願いいたします。

なお、制度の詳細については、下記のホームページを参考にしてください。

<http://www.ehime-ankyoku.or.jp/archives/1173>

問い合わせ先

愛媛県保健福祉部長寿介護課介護事業者係

(担当) 黒田、吉田

TEL 089-912-2430